

● 「研究発表資格の見直し」に伴う、講演会実施の主な流れ（企画に際し）

**講演会ホームページの開設**

支部・部門が研究発表講演会（以下「講演会」）を実施するに際し、予め企画者は講演会のホームページを開設し、研究発表講演（以下「講演」）を募集する際には発表資格を明記する。講演希望者で本会の会員資格を有しない方に対しては、講演申込締切日までに入会することが研究発表の要件であることを本ホームページに明記すると共に、本会の[入会申込ページ](#)へリンクを行い、入会を促す。

ただし、以下に該当する場合は、本会の会員でなくとも講演が可能であるため、該当する場合はホームページでアナウンスを行う。

- ・本会与協力協定を締結している国外団体の会員。 ([海外協力協定団体一覧](#))
- ・国際会議・国際シンポジウムの講演者。
- ・共催団体との取り決めがある講演会（本会持ち回りで幹事を行う講演会）の講演者。（該当する講演会の場合のみ）
- ・協賛・後援団体との相互性（研究発表に関し本会会員が協賛・後援団体において同等の扱いを受ける）が確認できる場合の講演会における協賛・後援団体会員。（協賛・後援団体の扱いについては、事務局までご確認ください）
- ・講演会における企画の責任者が、オーガナイズドセッション等において認めた講演者。（ただし、博士前期課程までの学生はこの対象としない。）

**講演申込の開始**

企画者は講演申込フォームを用意し、講演希望者には必ず「氏名」「会員資格」「会員番号」「所属」を入力いただく。共催・協賛団体の会員にも必ず所属団体名と会員番号を記載いただく。

**講演原稿受付の開始**

企画者は講演の採否を決定し、プログラム編成を行う。

原稿提出締切日までには、全ての講演者が入会手続きを終えた状態にする。

**講演原稿提出締切**

**★講演会開催**

★本会の入会手続きは、毎月20日（休日・祝日の場合は直前の平日）が締め切りとなります。なお、入会手続きは、①Web入会申し込みまたは郵送による申込書、②入会金・会費の着金（または郵送による自動引落申込書）の2点の確認をもちまして入会手続きが完了となります。どちらかが20日までに確認出来ない場合は、該当月の入会にはなりませんのでご注意ください。

入会申し込みの流れに関しましては下記をご覧ください。

<https://www.jsme.or.jp/member/register-application/individual-member/>